

奈良県加入に伴う関西広域連合広域計画の改定について

平成 27 年 10 月 10 日
本 部 事 務 局

1 広域計画改定案

関西広域連合広域計画(変更箇所のみ抜粋)

第 1 広域計画の改定にあたって

1 設立の趣旨

関西広域連合(以下「広域連合」という。)は、制度疲労を起こしている現在の中央集権体制を打破し、自ら政策の優先順位を決定・実行できる個性豊かで活力に満ちた関西を創り上げていくために、志を同じくする滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県の 2 府 5 県により平成 22 年 12 月に設立された。平成 24 年 8 月には、関西圏の 4 政令市(以下、「構成指定都市」という。)すべてが加入し、さらに、平成 27 年〇月には奈良県が加入し、府県レベルの権能・事業執行力がより一層充実された。(以下、2 府 5 県 6 県 4 政令市を「構成団体」という。)～(略)～

【広域連合の区域】

(区域図に奈良県を追加)

【域内の概要】

人 口：2,088 万人 2,228 万人(全国の 16%17%)「平成 22 年国勢調査」面 積：31,058 Km² 34,755Km²(全国の 8%9%)「平成 26 年全国都道府県面積調」総生産：782,764 億円 823,917 億円(全国の 16%)「平成 24 年度県民経済計算」

第 3 広域計画の対象区域

広域計画の対象となる区域は、構成団体の区域とする。

ただし、奈良県、鳥取県及び構成指定都市にあつては、広域事務を限って参加している事務があることから、参加しない事務にあつては当該団体を除いた区域を対象とする。

第 7 広域連合のあり方

1 (略)

2 広域連合の今後の方向

～(略)～

さらに、将来の関西における広域行政システムのあり方について、自ら評価・検討するとともに、連携団体である奈良県、福井県及び三重県の広域連合への全面加入又は一部加入を促進し、関西全体での権能・事業執行力の強化を目指す。

2 今後のスケジュール

平成 27 年 11 月 7 日 連合議会全員協議会へ説明

平成 27 年 11 月 19 日 連合議会 11 月臨時会へ上程